

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第10号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（平成12年岩手県規則第66号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定建築物についての届出)</p> <p>第2条 法第5条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の届出は、特定建築物届（<u>様式第1号</u>）により、所管保健所長に提出して行わなければならない。</p> <p>2 法第5条第3項の届出は、特定建築物変更（廃止）届（<u>様式第2号</u>）により、所管保健所長に提出して行わなければならない。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第3条 省令第31条第1項の申請書は、登録申請書（<u>様式第3号</u>）によらなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 設備・機器名簿（<u>様式第4号</u>）</p> <p>(2) 監督者等名簿（<u>様式第5号</u>）</p> <p>(3) 研修実施状況（計画）（<u>様式第6号</u>）</p> <p>(4) <u>作業実施方法</u>（<u>様式第7号</u>）</p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第4条 省令第33条第1項の変更又は廃止の届出は、変更届（<u>様式第9号</u>）又は事業廃止届（<u>様式第10号</u>）により行わなければならない。</p>	<p>(特定建築物についての届出)</p> <p>第2条 法第5条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の届出は、<u>別に定める様式による</u>特定建築物届により、所管保健所長に提出して行わなければならない。</p> <p>2 法第5条第3項の届出は、<u>別に定める様式による</u>特定建築物変更（廃止）届により、所管保健所長に提出して行わなければならない。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第3条 省令第31条第1項の申請書は、<u>別に定める様式による</u>登録申請書によらなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>別に定める様式による</u>設備・機器名簿</p> <p>(2) <u>別に定める様式による</u>監督者等名簿</p> <p>(3) <u>別に定める様式による</u>研修実施状況（計画）</p> <p>(4) <u>別に定める様式による</u>作業実施方法等</p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第4条 省令第33条第1項の変更又は廃止の届出は、<u>別に定める様式による</u>変更届又は<u>別に定める様式による</u>事業廃止届により行わなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号から様式第10号までを削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届等について適用し、同日前に提出した届等については、なお従前の例による。